

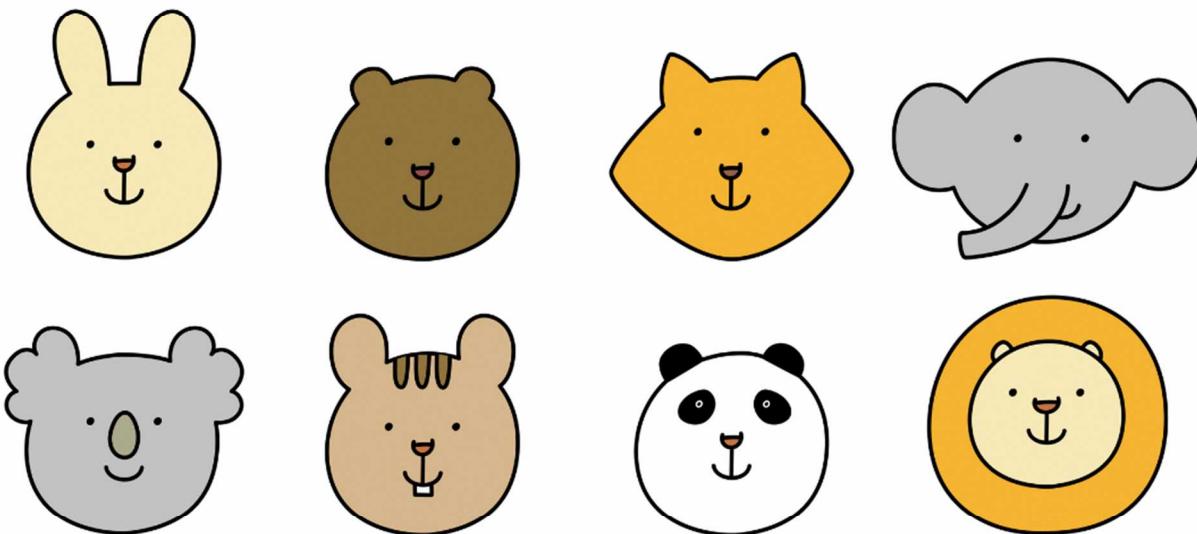


令和  
8

2026  
年度版

### 【前年度からの主な変更点】

- (1) 4月入園申込み（1次）の提出期限が**12月26日（金）**まで  
※ 期限が前倒しとなっていますので、お早めのご準備をお願いします。
- (2) **転園申込は年度毎に必要となります。**  
※ R7以前から転園保留となっており、令和8年4月以降も転園を希望する場合は、新年度用の転園願の提出が必要となりました。



# 入園申込のご案内

## 甘日市市認可保育園

令和8年4月入園申込み  
【1次申込】  
12月6日(土)～12月26日(金)

申込期間が例年より短くなっています。



詳しくはこちら

## 目 次

1. 保育所(保育施設)とは.....	1
2. 教育・保育給付認定について.....	1
3. 令和8年度(2026年度)クラス年齢表.....	2
4. 令和8年度入園申込の注意点.....	2
5. 入園申込から入園までの流れ 2号認定・3号認定.....	3
6. 申込に必要な書類について.....	6
7. その他注意事項について.....	9
8. 特別保育.....	10
9. 保育料や給食費について.....	11
10. 保育施設の広域入所.....	15
11. よくある質問(Q&A).....	16
12. 保育施設一覧.....	18
13. 災害時等における保育施設の臨時休園について.....	19
14. 保育施設マップ.....	20

### 【佐方保育園、池田保育園への入園をご検討中の方へ】

本市では、市全体として持続可能なより良い保育環境の実現を目的とした「廿日市市保育園再編基本構想」を平成28年度から策定しており、この構想期間が令和7年度に終わりを迎えます。

令和8年度からは、第2次廿日市市保育園再編基本構想へと変遷し、佐方保育園の建替え（民間移行含む）や池田保育園の民間事業者への移管などを計画しています。

入園の申込みにあたっては、次の市ホームページを確認し、ご理解のうえ申込みをしてください。

(<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/site/kosodate/133311.html>)



# 1. 保育所(保育施設)とは

保護者が就労などの理由により、家庭でお子さんの保育ができないとき、保護者に代わって保育する施設です。

保育の必要がなく、単に「集団生活をさせたい」などの理由では利用ができません。

主な保育所(保育施設)の種類		概要
認可保育所		定員20人以上、0~5歳児クラス(園により異なる)
地域型保育事業	小規模保育事業所	定員6~19人、0~2歳児クラス
	事業所内保育事業所	企業が設置する施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う
認定こども園(保育部分)		幼稚園と保育施設の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う

この案内は、廿日市市内の認可保育施設を対象にしています。

## 2. 教育・保育給付認定について

保育施設の利用を希望する場合は、保育の必要性について、市から「教育・保育給付認定」(以下、「認定」)を受ける必要があります。

認定申請は保育施設の入園申込と同時に行うことができ、申請に基づいて認定証を交付します。

認定は保育施設の入園の可否を決定するものではありません。

### [教育・保育認定区分]

認定	該当児童	対象年齢
1号認定	満3歳以上の児童	幼稚園、認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする児童	保育所、認定こども園(保育部分)等
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする児童	保育所、小規模保育所、認定こども園(保育部分)等

### [保育の必要性の理由・認定期間]

2号認定、3号認定を受けるためには、次の と の両方に該当する必要があります。

#### 廿日市市内に住民票があり、実際に廿日市市内で生活をしている児童

申込書提出日において、廿日市市に住民票がない場合でも、入園希望日までに転入することが確実な場合は申し込みができます。ただし、入園決定後、入園日までに転入されなかった場合は、入園取り消しとなります。

#### 保育を必要とする理由のいずれかに該当

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量
就労 月48時間以上労働	就労証明書で届出を受けた就労の期間まで	標準時間 短時間 父母のうち就労(学) 時間の短い者に準じます
就学 月48時間以上の通学・通所	卒業予定日まで	
介護・看護	診断書等の期間まで	標準時間 短時間
疾病・障害		
妊娠・出産	産前8週日の属する月の初日から産後8週経過日の翌日が属する月の末日まで(P9参照)	短時間
災害復旧	必要と認められた期間まで	
育児休業	育児休業終了日まで	短時間
求職活動	入園または退職した日から3か月を経過する日の属する月末まで	
その他	こども課にご相談ください	

## 【保育必要量について】（保育施設の利用時間は、原則として勤務時間+通勤時間です。）

保護者の就労等の状況に応じて、保育の必要量として、次の2つの時間区分があります。

### 保育標準時間（月120時間以上の就労等の事由）（7:30～18:30）

標準時間利用を超えて保育が必要な場合は、延長保育を実施している保育施設であれば、19時まで利用が可能です。

### 保育短時間（月48時間以上120時間未満の就労等、育児休業中、求職活動中等の事由）（8:30～16:30）

#### 【土曜日保育の利用について】

標準・短時間認定問わず原則として、正午までです。両親とも仕事等で家庭保育が困難な場合、午後からも利用することができます。

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
標準時間	短時間	標準時間	延長保育	

買い物や家事等は保育を必要とする事由として認められないため、それを理由に保育必要量を認定することはできません。

月120時間未満の就労等で「保育短時間」の時間帯に預けることができない場合は、保育標準時間として認定しますが、就労時間や通勤時間等の実態に合わせた利用となります。

例) 11:00～17:00 勤務(通勤時間30分)の場合

8:30 以降(登園)	11:00(出勤)	16:30	17:00(退勤)	17:30(降園)

保育標準時間認定となります。就労時間等の実態に合わせた利用となるため、この場合は8:30以前から利用することはできません。

## 3. 令和8年度（2026年度）クラス年齢表

クラス年齢	生年月日		
0歳児	令和7年（2025年）4月2日	～	
1歳児	令和6年（2024年）4月2日	～	令和7年（2025年）4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日	～	令和6年（2024年）4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日	～	令和5年（2023年）4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日	～	令和4年（2022年）4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日	～	令和3年（2021年）4月1日

保育施設の入園クラスは、4月1日現在の児童の満年齢により編成されます。

令和7年4月2日以降に生まれ、入園日に満1歳を過ぎている場合、0歳児保育を行っている園に限り、0歳児クラスと1歳児クラスのどちらのクラスに入園申込みをするか選択できます。

## 4. 令和8年度入園申込の注意点

### 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに関して

厚生労働省は、令和7年4月から保育施設に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きに、これまで必要だった書類に加えて、保育利用希望申込書の写し（こども課受領印不要）が必要になると公表しています。

一度提出いただいた申込書は返却できませんので、申込み前にご自身で必ず申込書の写し（コピー）を用意してください。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認くださいか、ハローワークまたは勤務先へお問合せください。



【厚生労働省 HP】

## 5. 入園申込から入園までの流れ 2号認定・3号認定

### 令和8年4月 新規入園の場合

#### 【令和7年11月4日(火)から「入園申込のご案内」の配布開始】

申込日程は、広報はつかいち11月号及び廿日市市ホームページでお知らせします。また、入園案内及び申込書などの様式は各保育施設、山崎本社みんなのあいプラザ1階こども課、各支所福祉担当(大野支所は健康福祉担当)窓口で配布します。廿日市市ホームページからもダウンロードすることができます。

#### 【障がい児・医療的ケア児( )の申込み】

障がい児・医療的ケア児保育は、対象の児童に対して保育上の配慮をしながら集団保育を行います。保育を必要とする理由(P1「【保育の必要性・認定期間】」を参照)に該当し、医師等に集団保育が可能であると判断された児童が対象となります。

必要な場合には、加配保育士又は看護師(担任保育士に加えて配置する職員)を配置し、お子さんの育ちを支援します。

加配を希望される場合には、入園申込み前に、こども課にお問い合わせのうえ、入園申込みをしてください。書類審査及び保育所障がい児入所指導委員会にはかった上で決定します。

医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に 医療的ケアを受けることが不可欠である児童」をいいます。

医療的ケアの必要な児童については、入園申込みをされる前に提出していただく書類がありますので、必ずこども課にご相談ください。

#### 【令和7年12月6日(土)から令和7年12月26日(金)まで受付】

令和8年4月に保育施設に入園を希望する方の申込受付を、次の日程で行います。入園を希望される方は、申込書など提出書類をご用意のうえ、児童と一緒に受付場所まで来ていただき、申込みの手続きをしてください。

#### 【令和8年2月中旬に通知発送】

入園調整後、令和8年2月中旬頃、入園の可否について通知をご自宅宛てに発送します。各保育施設の空き状況によっては、希望の保育施設に入園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

保育料については、4月上旬ごろに「保育料決定通知書」を別途通知します。

#### 【2次申込について】

上記で決定しなかった人を対象に、2次申込を行います。

2次申込は1次調整後に空きがある保育施設でのみ利用調整を行います。

1次申込で入園保留となった方は、希望の保育施設を変更して2次申込ができます。

入園申込書には通園できる範囲で第6希望まで記入してください。記入された6園でのみ入園調整を行います。希望される保育施設以外は調整の対象とはなりません。

2次申込でも入園保留となった場合は、2度目の保留通知は発送しません。

令和8年2月上旬頃に、1次調整後の空き状況を市ホームページに掲載します。窓口や電話ではお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

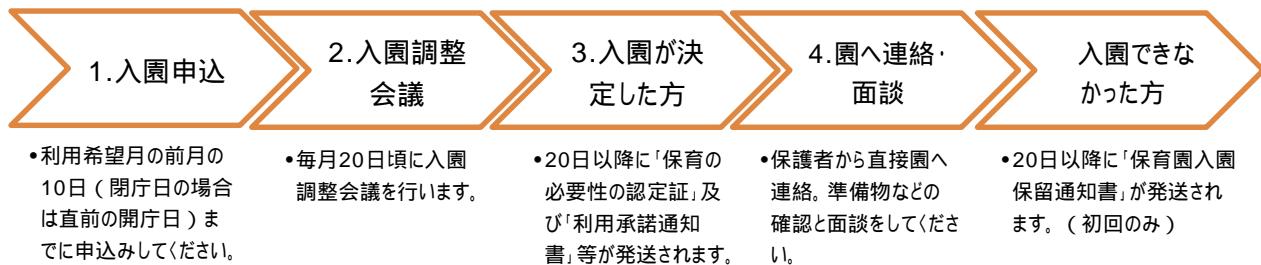
2次申込受付期間までに申込をされていない方は、4月中の入園はできません。

受付日時	受付時間	受付場所
令和7年12月6日(土)	10:00~12:00 13:00~16:00	山崎本社みんなのあいプラザ (3階講座室)
令和7年12月8日(月)	10:00~16:00	友和保育園
令和7年12月9日(火)	10:00~12:00 13:00~16:00	山崎本社みんなのあいプラザ (1階こども課)
令和7年12月11日(木)	10:00~12:00 13:00~16:00	大野支所 (3階研修室)
令和7年12月12日(金)	10:00~12:00 13:00~16:00	山崎本社みんなのあいプラザ (1階こども課)
令和7年12月15日(月)から <b>令和7年12月26日(金)まで</b>		<b>第1希望の保育施設</b> (原則、事前連絡をお願いします。)

#### 2次申込期間

実施日	新規申込の場合	希望園変更届の提出
令和8年2月2日(月)から 令和8年2月27日(金)まで	<b>第1希望の保育施設</b> (原則、事前連絡をお願いします。)	こども課窓口

# 令和8年4月以降の申込み



## 毎月20日頃に入園調整会議を行います。

入園希望者が保育施設の定員を超える場合は、保育を必要とする状況等を指標にし、入園の調整順位を決め、順位の高い方から入園を決定します（入園の可否は申込日順ではありません）。また、調整は希望される保育施設の範囲内で行います。希望される保育施設以外は調整の対象とはなりません。



## 【保育施設の見学】

入園申込みの前に、利用を希望する保育施設の見学を推奨しています。

施設の保育理念・方針 保育時間 保育料以外に必要な費用 食物アレルギーの対応可否 集団保育にあたり配慮を必要とする場合の対応可否など、事前に確認しておくことでお子様を通わせたい保育施設をより具体的に検討することができます。

見学される場合は、保育施設へ直接お問合せください。

## 【特別保育について】

医療的ケアの必要な方や、発達の遅れなど気になることがある児童の入園については、申込みの前にこども課にお問合せください。

## 【入園を希望する月の前月の10日まで申込み受付】

10日が閉庁日の場合は、10日より前の閉庁日でない日が受付締切日となります。

申込みは、こども課への持参または郵送(受付締切日必着)で受け付けます。

郵送の場合は、期間に余裕をもって投函してください。締め切りを過ぎると次月分の申込として受け付けますので注意してください。

郵便事故などによる書類の未着に関しては、市は責任を負うことができませんので、ご自身で到着確認ができる方法（書留やレターパック等）で送付してください。

## 【2月・3月入園の締切り】

令和9年1月8日（金）です。

ただし、2月・3月入園の有効期限はその年度内までとなりますので、同時に新年度の4月入園の申込を行ってください。

## 【入園を希望する前月の中旬に通知書発送】

入園が決定した方には、「保育の必要性の認定証」、「利用承諾通知書」及び「保育料決定通知書」等を発送します。

入園できない方には、「保育所入所保留通知書」を初回のみ発送しますので、2回目以降の「保育所入所保留通知書」の発行を希望する場合、こども課保育係へご連絡ください。

## 【入園日までに保護者から保育施設へ連絡】

入園が決定した方には、入園が決定した保育施設にて準備物などの説明と面談を行います。

あらかじめ保育施設に連絡したうえで、入園児童と一緒に保育施設へ行ってください。

入園決定後に入園を辞退する場合は、速やかにこども課保育係に「保育施設入園取下届」を提出してください。

提出がない場合は、保育料を納付していただくことになります。



## 【入園（転園）待機となった場合の申込みの取扱い】

入園（転園）待機児童として翌月以降も年度内に限り引き続き入園調整を行います。

翌年度4月以降で継続して入園を希望する場合は、再度入園申込が必要です。

## **希望する保育施設へ入園できない場合に育児休業の延長が許容できる方へ**

保育利用希望申込書の裏面「希望する保育施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」を選択した場合は、他に保育を必要とする児童を優先するため、**調整指數を著しく減点して入園調整**します。

ただし、次の点についてご注意ください。

育児休業の延長が許容できなくなった場合は、すみやかに『入園申込内容変更届出書』をこども課へ提出してください（提出により保育施設への入園が決定するわけではありません）。

希望園の**申込み状況によっては、入園が決定することがあります**。この場合、入園日から 14 日以内に復職が必要です。事前に職場とよく調整のうえ、入園申込みをしてください。

入園調整期間中に入園を取下げるることは可能ですが、入園待機を目的とした希望園変更等の対応はできません。

入園を取下げた場合、『保育所入所保留通知』を交付することはできません。

その他、本事項の取扱いの不利益について、本市は責任を負うことができません。育児休業延長および給付金受給手続きについては、ハローワークまたは勤務先へ事前にご確認ください。

## **転園申請について**

転園を希望される場合、転園希望月の前月の 10 日までに在籍園に「保育施設転園願」を提出してください。

2月・3月の転園申込の提出期限は、令和 8 年 1 月 28 日（月）です。

提出期限が閉園日の場合は、直前の開園日が締切りです。

### **【転園申請の有効期限について】**

申込を行った年度内に限り、入園調整を行います。

転園が保留となり、翌年度以降も転園を希望する場合は、新年度用の保育施設転園願を提出してください。

#### **(転園が決定した場合)**

入園調整会議後、在籍園より連絡します。転園の場合、新しい園生活を安心して過ごせるように、転園先に児童の情報等を提供することができます。

転園決定後は、現在通われている園には別の児童が入園しますので、必ず退園していただくことになり、転園日は転園月の 1 日からとなります。希望順位の低い園へ決定となって元の園に通いたいと希望されても戻れませんので、ご注意ください。

#### **(転園が保留となった場合)**

保護者の方から取り下げの連絡がない限り審査は継続します。そのため、当初の転園希望月以降に内定となる場合があります。

転園を希望されなくなった場合は、すみやかに取り下げの手続きをしてください。

## **認可保育施設の空き状況**

廿日市市認可保育施設の空き状況は、毎月 20 日頃に市 HP で公開しています（3 月及び 4 月入園を除く）。

空き状況の記号は、掲載した時点での状況ですので、「×」となっていても急な退園により空きが生じる場合があります。

参考情報として捉えていただき、希望する園が「×」となっていても、希望する順番に第 1 希望からお書きください。



[市 HP 空き状況]

## 6. 申込に必要な書類について

### (1) 提出書類

必要書類	備考
保育の必要性の認定申請書（兼）保育利用希望申込書	児童1人につき1枚ご記入ください。
児童調書	児童1人につき1枚ご記入ください。
保育を必要とすることを証明する書類	世帯につき1部提出してください。 P7 参照
児童手当に係る滞納分の保育料および副食費の徴収等に関する申出書 廿日市市以外から児童手当を受給している場合を除く	世帯につき1部提出してください。
口座振替依頼書	(1) WEBでの手続きをお願いします。 (2) WEBによる手続きが困難な場合は、こども課までご連絡ください。 口座振替依頼書をお渡しします。 既に兄姉の申込時に手続きされている方は、(1)(2)ともに不要です
その他該当する場合のみ必要な書類	下記、「(2) その他該当する場合のみ必要な書類」を参照してください。

#### 注意事項

書類の提出後に確認事項がある場合は、連絡のうえ、新たに書類の提出を依頼します。

鉛筆、消せるボールペンなど書き換え可能な筆記用具は使用しないでください。



[市HP 各種様式]

### (2) その他該当する場合のみ必要な書類

必要書類	備考
市内の保育施設に保育士等として勤務している（内定含む）方	資格を証明する書類（保育士証、看護師免許証等のコピー） 保育士、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、廿日市市内の保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所で勤務する（内定含む）方が対象です。 保育人材確保の観点から、保育士等の児童が優先的に入所できるよう利用調整を行います。
市内認可保育施設を利用できず、保護者の就労等により、認可外保育施設等へ月に8日以上預けている場合	保護者の就労等により、申込み児童が認可外保育施設等（一時的保育を含む）を月に8日以上利用していることがわかる書類（在園証明書・領収書のコピーなど） 書類を提出することで、加点をして利用調整を行います。
生活保護受給証明書	生活保護を受けている方は市町村で証明書を取得してください。
児童扶養手当受給者証の写し	ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している場合は、必要書類を提出することで、所得の状況によって保育料が減額されることがあります。（減額は書類提出の翌月からとなります。） 受給者証の更新があった場合、毎年提出が必要です。
障害者手帳等の写し	同一世帯に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、必要書類を提出することで、所得の状況によって保育料が減額されることがあります。（減額は書類提出の翌月からとなります。） 手帳の更新があった場合、提出が必要です。 身体者障害者手帳（1～4級）、療育手帳の写し（A B）、 精神障害者保健福祉手帳の写し（1～3級）
海外に在住していた方（両方） 年間収入申告書 1年間の収入がわかる書類（源泉徴収票、給与明細、確定申告書等）	保育料の算定および副食費免除の判定に必要です。 <u>&lt;令和8年4月～8月入園申込み&gt;</u> 令和7年1月1日に日本国内に住民登録がない方は、令和6年中の収入がわかる書類 <u>&lt;令和8年9月～令和9年3月入園申込み&gt;</u> 令和8年1月1日に日本国内に住民登録がない方は、令和7年中の収入がわかる書類
保育料・給食費納付相談書	保育料・給食費の滞納がある方は、こども課窓口で納付相談を行い、納付相談書に押印を受けてください。

### (3) 保育を必要とすることを証明する書類

65歳未満の祖父母等と同居の場合は、その方についても証明書等が必要です。同居の実態は住民票ではなく、生活実態に基づきます（世帯分離していても、同一住所であれば同居とみなします）。

保育を必要とする事由	必要書類	その他事項
就労者の場合	「就労証明書」（ 様式あり、押印不要 ）	転職予定の方は転職前の就労証明書も必要です。 就労とは、賃金が発生していることをいいます。 <u>ボランティアは保育事由に該当しません。</u>
育児休業中の場合 ( 保育利用時間は、短時間となります。 )	「就労証明書」	<u>入園申請時には、育休期間等を明記した就労証明書をご提出ください。</u> <u>入園日から 14 日以内に復職し、復職後 1 か月以内に再度「就労証明書」もしくは「復職証明書（復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの）」をご提出ください。</u>
採用内定者の場合	「就労証明書」または 「求職活動状況申立書」	入園後 1 か月以内に再度「就労証明書（証明日が就労開始日以降のもの）」をご提出ください。
自営業従事者の場合	「就労証明」 自営業をしていることが客観的に分かる資料のコピー 確定申告書（第一表、第二表） ( なければ開業届・営業許可書・請負契約書など )	、ともに必要です。
農業従事者の場合	事業専従者は、専従者であることがわかる資料（青色事業専従者給与に関する届出書・源泉徴収票の写し）を提出してください。	、ともに必要です。
就学の場合 趣味の講座は対象外	「在学証明書」及び「カリキュラム」	在学証明書は在学年が判るものが必要です。 月 48 時間以上就学していること。
介護・看病の場合	「診断書（治療期間が明記されているもの）」	医療機関または自宅において介護・看病を 1 か月あたり 12 日以上行っていること。
病気・障害がある場合	「診断書（本人）」または「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者年金証書」などの写し	診断書は、保育が困難である旨が記載されたものを提出してください。
出産の場合	「親子健康手帳の写し」 ( 表紙および出産予定日が記載されたページ )	P9. 参照 (3) 出産の理由で利用申込をする場合
災害復旧	「り災証明書等」	災害状況がわかるもの
虐待やDVのおそれ	こども課にご相談ください	
求職活動中 ( 保育利用時間は、短時間となります。 )	「求職活動申立書」	必ず提出が必要です。入園日から 3 か月を経過する日の属する月末までの期間です。 <u>3か月目の 10 日までに就労証明書が提出されない場合、翌月の入園調整の対象（新規入園申込と同様の扱い）となり、退園していただ場合があります。</u>

#### 注意事項

各証明書について、証明日が申込日から 3 か月以内のものをご用意ください。

提出書類の捏造、変造（無断作成・改変）等あった場合は、保育施設を利用（継続）できない場合があります。また、就労証明書の記載内容の確認のため、事業所（記入者等）に問い合わせる場合があります。

保育を必要とする理由が就労等であっても申込締切日までに就労証明書等の提出が無い場合や、書類に不備がある場合は、優先順位が低くなり、入園調整会議を行いますので、ご了承ください。

#### (4) 申込み内容の変更に必要な書類

世帯状況や保育を必要とする理由に変更があった場合は、入園調整及び保育料等に影響することがあります。速やかに次の必要書類を提出してください。提出先は、申込み中の方は第1希望の保育施設、在園中の方は利用している保育施設です。

**原則、書類提出の翌月から変更します。**

変更内容	必要書類
保育の必要量の変更	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届
求職活動の開始	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届及び求職活動申立書
延長保育の利用	延長保育申請書 私立保育施設の延長利用については、直接、各保育施設に提出
延長保育の取り下げ	延長保育取下届 私立保育施設の延長利用については、直接、各保育施設に提出
勤務先の決定・変更	就労証明書
妊娠・出産	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届
	親子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）
	就労等（産休・育休）認定の方は、親子健康手帳の写しのみ必要です。
育児休業開始	育児休業証明書 兼 復職証明書
育児休業後の復職	育児休業証明書 兼 復職証明書
住所・世帯構成の変更	子どものための教育・保育給付認定変更申請書 兼 内容変更届
離婚調停中	事件係属証明書（保育料をひとり親世帯として算定するために必要です。）
入園希望園の変更	希望園変更届
入園申込みの取り下げ	保育施設入園申込取下届
転園	保育施設転園願
転園の取り下げ	保育施設転園願取下届
退園	退園届（登園されなくても退園届の提出が無ければ、保育料が発生します。）

## 7. その他注意事項について

---

### (1) 育児休業明けで利用申込をする場合（ならし保育）

育休復帰時には2週間前から入園が可能ですので、こちらをならし保育期間として利用していただくことが可能です。利用開始の対象となる日は、保護者が育児休業明けの職場復帰日によって異なります。

ならし保育は「入園」の取扱いになりますので、申請書の「入園を希望する期間」には、ならし保育を含めた利用開始日を記入してください。また、ならし保育開始日から保育料が発生しますのでご注意ください。

### (2) 育児休業中に育児休業取得対象以外の子どもに関して利用申込をする場合

入園申込は可能ですが、入園調整の優先度が低くなりますので、入園できない場合があります。

育児休業取得開始時に、すでに保育施設を利用している子どもは、そのまま継続利用することができます。（短時間保育のみ）

### (3) 出産の理由で利用申込をする場合

保護者が第2子以降の子を出産するためにそのほかの児童を預ける場合、入園申込は可能です。利用期間は出産予定日8週間前の日の属する月初から出産予定日から8週間を経過する日の属する月末までの期間です。

期間の終了後、退園となります。

（例）8月14日が出産予定日の場合

6月1日から10月31日まで保育施設を利用することができます。

引き続き保育施設の継続利用を希望される場合は、再度入園調整の対象となるため、新たに申込書の提出が必要となります。

### (4) 保育の利用の解除（退園）

廿日市市外に転出する場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合など長期にわたり保育施設の利用がなくなる場合は、在籍園に「退園届」の提出が必要です。登園されなくても退園届の提出がなければ保育料が発生します。

### (5) 支給認定内容の変更

支給認定後に、就労状況や家庭の状況などに変更があった際は、手続きが必要です。支給認定内容の変更に伴い、変更が生じた場合は、保育時間や保育料にも変更が生じる場合があります。

変更は、提出いただいた翌月からの適用になりますので、状況が変わった場合は早急に手続きをお願いします。

### (6) 求職活動中で利用中の方

求職中の方の認定期間は、利用開始月から3か月を経過する日の属する月末までの期間です。3か月目の10日までに就労証明書が提出されない場合、また保育を必要とする事由にも該当しない場合は、翌月の入園調整の対象（新規入園申込と同様の扱い）となり、退園していただく場合があります。

### (7) 廿日市市外へ転出予定の方

転出される月の末日まで利用が可能です。その後も継続して利用を希望する場合は、転出先市区町村での広域利用申込みが必要です。

1日付転出の場合、前月末日付退園となります。2日以降転出の場合、転出月の月末まで保育施設等を利用することができます。

## 8. 特別保育

### (1) 延長保育

保護者の方が仕事の都合などでやむを得ず標準時間内に児童を迎えに行くことができない場合、延長保育が利用できます。延長保育の実施園は、「12 保育施設一覧」を参照してください。利用する場合は、保育施設に必要書類を提出してください。

(公立の場合)

対象者	1歳児クラス以上の児童	
保育料	月額利用	2,000円
	日額利用	200円 原則、前日予約

私立保育施設の延長保育利用については、直接、各私立保育施設にお問い合わせください。

### (2) 一時保育

保護者の短時間の就労や疾病等による緊急時などの理由で一時的に児童を預けたい場合、一時保育が利用できます。

一時保育の実施園については、「12 保育施設一覧」を参照のうえ、各実施園へ問い合わせてください。

(公立の場合)

対象者	主に廿日市市内在住で満1歳以上の児童	
利用日数	1ヶ月につき14日以内	
利用日時	平日：午前8時30分から午後4時30分まで 土曜日：午前8時30分から正午まで	
保育料	3歳未満児	1日あたり2,000円(事前徴収)
	3歳以上児	1日あたり1,600円(事前徴収)
申込方法	利用希望日の前月の1～3日（3日が休園日の場合その翌日）に「一時保育利用申請書」を保育施設へ直接提出してください。 この期間で申し込まれた申請については、先行して利用調整を行います。 結果については、毎月10日頃に決定しますので、各保育施設へお問い合わせください。 上記以外の期間についても、常時、申請を受付けています。 なお、初めて利用を希望される場合は、事前に希望する保育施設へお問い合わせください。	

一時保育事業の相互利用に関する協定を締結している次の市町に在住している児童については、利用希望日の2週間前から予約できます。

【協定締結市町】

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町、三次市
山口県	岩国市、柳井市、和木町、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
島根県	邑南町、飯南町

### (3) 障がい児・医療的ケア児( )保育

障がい児・医療的ケア児保育は、対象の児童に対して保育上の配慮をしながら集団保育を行います。保育を必要とする理由（P5 「5 保育の必要性の認定」を参照）に該当し、**医師等に集団保育が可能であると判断された児童が対象となります。**

必要な場合には、加配保育士又は看護師（担任保育士に加えて配置する職員）を配置し、お子さんの育ちを支援します。

加配を希望される場合には、入園申込み前に、こども課にお問い合わせのうえ、入園申込みをしてください。書類審査及び保育所障がい児入所指導委員会にはかった上で決定します。

医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に 医療的ケアを受けることが不可欠である児童」をいいます。

#### (4) 病児・病後児保育

児童が病気回復期で集団生活が困難な期間など、保護者の方が仕事の都合などで保育ができない場合、病児・病後児保育が利用できます。

対象施設	施設名	平田内科小児科医院「病児保育室 ゆう」
	所在地	廿日市市阿品台三丁目1番1 - 209号(2階)
	電話番号	0829-39-8812(FAX兼用)
対象者	生後9か月から小学校6年生までの児童	
定員	6名	
対象疾患	感冒、消化不良症等の児童等が日常罹患する疾患 おたふく、インフルエンザ等の感染症疾患 ぜん息等の慢性疾患 骨折等の外傷性疾患	
利用料等	年間登録料	1,000円(初回利用から1年間有効)
	利用料	1日2,000円(生活保護受給世帯は、利用料不要)
利用時間	午前8時30分から午後6時まで	
利用方法	原則、事前予約(空きがあれば当日でも可、ネット予約サービス有り)	
食事	原則、保護者が用意(離乳食やアレルギーのある方はできる限り用意してください。) 500円で給食(おやつ代込み)の用意ができます。(おやつはアレルギー等がなければ持参しても良いです。)	
持参物	利用申請書、保険証、乳児医療証、親子健康手帳、薬(内服・座薬)、お薬手帳など	

その他、詳しいは「病児保育室 ゆう」へ直接お問い合わせください。



病児保育  
ネット予約サービスQR

## 9. 保育料や給食費について

保育施設は、大部分を公費負担(国、県及び市の負担)で運営していますが、保護者には保育施設の運営に必要な経費の一部を保育料として毎月負担していただきます。保育施設の運営形態(公立・私立)で保育料は変わりません。

4月分~8月分の保育料については4月上旬ごろ、9月分~3月分の保育料については9月上旬ごろ「保育料決定通知書」を送付します。

年度当初(令和8年4月1日時点)の年齢により、保育料を算定します。

入園する保育施設によっては、保育料とは別に毎月徴収する費用があります。詳しいは各施設に直接お問い合わせください。

年度途中で3歳の誕生日を迎えて、その年度内は保育料がかかります。

### (1) 保育料の決定

保育料は、原則、児童の保護者(父母)の市町村民税の所得割額(以下、「所得割額」)の合計により、「廿日市市保育料徴収基準額表」で決定します。父母が非課税の場合、同居の祖父母等を家計の主宰者として算定対象に含め、保育料を決定します。

家計の主宰者…同居する直系血族(祖父母等)で最も所得割の高い方

また、児童のクラス年齢と保育の必要量(標準時間・短時間)の区分に応じて保育料は変わります。

なお、保育料を決定する際の所得割額は、寄付金税額控除や住宅借入金等特別特別控除等の税額控除適用前の金額です。

### (2) 保育料の決定の対象となる市町村民税の年度

令和8年4月~8月分は令和7年度市町村民税の所得割額、令和8年9月~令和9年3月分は令和8年度市町村民税の所得割額から決定します。

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和7年度市町村民税の所得割 (令和6年1月から12月の収入に基づく市町村民税)						令和8年度市町村民税の所得割 (令和7年1月から12月の収入に基づく市町村民税)					

未申告の場合、保育料徴収基準表の最高階層を保育料として決定します。税の申告をした場合は必ずこども課まで連絡をしてください。

税の申告等で所得割額が変更となった場合、対象月にさかのぼって保育料を変更し、現年度分に限り還付を行います(前年度分については還付の対象外)。

### (3) 保育料のお支払いについて(公立・私立保育施設の場合)

保育料の納付は、口座振替を原則としています。口座振替の手続きをしていただくと、便利で納め忘れがないだけでなく、還付がある場合の手続きが不要となるなど、利便性が向上します。

#### 口座登録のある方

毎月末(末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)に金融機関から口座引き落しされます。

#### 口座登録のない方

毎月中旬に納付書を郵送しますので、納期限までに金融機関・コンビニエンスストアでお支払いください。

保育料の納付について、納期限までに納付されない方に対しては、督促状等による通知を行うほか、滞納状況が続く場合には、児童手当法の規定に基づき児童手当を保育料に充当する場合があります。また、児童福祉法の規定に基づき財産(給与、預金等)の差し押さえを実施する場合もあります。

認定こども園・小規模保育所・事業所内保育所のお支払い手続きについては、各施設にお問合せください。

### (4) 保育料無償化

#### 保育料

認可保育施設(2号、3号認定)利用の世帯は、3~5歳児クラスの児童の保育料が無償になります。

また、0~2歳児クラスの児童も住民税非課税世帯に限り保育料が無償になります。

#### 給食費(副食費)

これまで保育料に含まれていた3~5歳児クラスの給食費(副食費)は、無償化とは別に実費徴収されます。ただし、市民税所得割額57,700円未満、ひとり親世帯等の場合市民税所得割額77,101円未満(年収360万円未満相当世帯)の児童、及び世帯年収にかかわらず第3子以降の児童(全員が未就学児に限る)については徴収が免除されます。また、0~2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

	公立	私立
給食費(副食費) おかず、おやつなど	4,500円/月	各施設で定めますので、直接お問い合わせください。
給食費(主食費)	各家庭から持参	各施設で提供(別途、徴収)

私立保育施設の給食費(副食費)の支払い手続きについては、各施設にお問合せください。

### (5) 本市独自の保育料軽減措置について

#### 全世界共通の負担軽減策

令和6年4月から、第1子の保育料を半額としています。

	第1子	第2子	第3子以降
保育料	半額(本市独自制度)	半額(国制度)	無料(国制度)

第1子・第2子の保育料はP13「廿日市市保育料徴収基準額表」に記載の料金です。

#### 多子世帯への負担軽減策

ア 16歳未満の扶養児童が2人を超える場合、越えた児童1人につき19,800円を市町村民税の所得割額から差し引いて保育料を算定します。

[例] 家族構成が父、母、子ども3人で市町村民税の所得割額が97,800円の場合

$97,800\text{円} - (\underline{1\text{人}} \times 19,800\text{円}) = \boxed{78,000\text{円}}$  を「廿日市市保育料徴収基準額表」に当てはめて保育料を決定します。

イ 令和7年4月から認可保育施設の保育料(3歳児から5歳児の給食費を除く)に関して、世帯の年収や兄姉の年齢、保育施設の利用にかかわらず、保護者と生計が同一のお子さんを上から数え、第3子以降の保育料を無料としています。

負担軽減の適用にあたっては、原則、手続きは不要ですが別居しているお子さんがいる場合は、申出書等の提出が必要です。



[市HP 多子軽減拡充]

## 令和8年度廿日市市保育料徴収基準額表（2号認定・3号認定）

階層区分 1か月あたりの 保育料の徴収基準額表		旧保育料 (令和5年度まで)		新保育料	
		0～2歳児クラス		0～2歳児クラス	
		短時間	標準(長)時間	短時間(8:30～16:30)	標準(長)時間
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3-1	市民税均等割額 のみ課税世帯	7,500円	7,700円	3,750円	3,850円
第3-2	市民税所得割額が 34,600円未満	10,700円	11,000円	5,350円	5,500円
第3-3	38,900円未満	13,500円	13,800円	6,750円	6,900円
第3-4	43,600円未満	16,300円	16,600円	8,150円	8,300円
第3-5	48,600円未満	19,200円	19,500円	9,600円	9,750円
第4-1	59,100円未満	21,700円	22,100円	10,850円	11,050円
第4-2	71,500円未満	24,200円	24,700円	12,100円	12,350円
第4-3	84,100円未満	26,800円	27,300円	13,400円	13,650円
第4-4	97,000円未満	29,500円	30,000円	14,750円	15,000円
第5-1	123,400円未満	34,100円	34,800円	17,050円	17,400円
第5-2	145,600円未満	38,800円	39,600円	19,400円	19,800円
第5-3	169,000円未満	43,700円	44,500円	21,850円	22,250円
第6-1	235,000円未満	51,700円	52,700円	25,850円	26,350円
第6-2	301,000円未満	54,800円	56,000円	27,400円	28,000円
第7	397,000円未満	59,700円	61,000円	29,850円	30,500円
第8	397,000円以上	61,700円	63,000円	30,850円	31,500円

3～5歳	保育料0円	公立 副食費	4,500円
		私立 給食費	各施設で定めますので、直接お問い合わせください。

年収が約360万円未満相当の世帯については、上記に加えて軽減措置の対象になる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

## (6) 月途中の入退園に伴う保育料等

月途中に入園または退園した場合の保育料等は、原則、日割計算となります。

計算方法は、【月額保育料×在籍日数(休園日除く、25日を越える場合は25日)÷25日】です。

なお、私立保育施設の給食費等については、直接園へお問い合わせください。

## (7) 保育料の減免

次の表に該当する場合は、保育料の減免に関する要綱に基づき、保護者が「保育料減免申請書」を提出することで保育料が減額される場合があります。

減免等の理由	必要書類
1. 住宅又は家財が災害により被害を受けた場合	罹災(被災)証明書
2. 収入が半額以下かつ、生活に支障がある場合	離職票、雇用保険受給者証、直近3か月給与明細書
3. 保護者以外が家計の主宰者として認定されており、保護者からの申し出により、保護者の収入金額が3か月にわたって8万6千円を超え、それ以降も同等の収入が見込まれる場合	直近3か月の給与明細書、保護者及び児童の健康保険証の写し
4. その他の特別な事情がある場合	こども課保育係へお問い合わせください。

申請先は山崎本社みんなのあいプラザ1階こども課保育係です。

減額が承認された場合、原則、申請した月の翌月からの適用になります。

上記2・3に該当する場合は、3か月ごとの申請のため、引き続き減免を希望される場合は、3か月目の月末までに再度申請をしてください。

## (8) 保育料の確認方法

市町村民税が給与から天引きされている方 每年6月に雇用主から通知されているもの

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)													
所 得	給与収入		主たる給与業者		賃金		不利益配給		課税所得		税 標 準	市 税 額 欄	税額控除額④
	給与所得(所得金額調整後)		以外の合算等業者		賃金		不利益配給		課税所得③				税額控除額⑤
	その他の所得計		所得区分		賃金		不利益配給		課税所得				所得割額⑥
総所得金額①													均等割額⑦
所 得 控 除	雑損		障・寡・ひ・勤						分離短期譲渡		税額控除額④		
	医療費		配偶者						分離長期譲渡		税額控除額⑤		
	社会保険料		配偶者特別						株式等の譲渡		所得割額⑥		
	小規模企業共済		扶養						上場株式等の配当等		均等割額⑦		
	生命保険料		基礎						先物取引		特別徴収税額⑧		
	地震保険料		所得控除合計⑩								控除不足額⑨		
摘要) 「摘要」欄													既充當額⑩
住宅借入金等特別控除 寄付金税額控除													既納付額⑪
												差引納付額(⑪-⑩-⑨)	
												変更前税額⑫	
												増減額(⑧-⑫)	

所得割額 に記載の金額が、保育料の算定に係る税額です。なお、摘要欄に住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除などの記載がある場合は、所得割額 にこれらの控除額を足した金額で保育料を算定します。

上記以外の方 毎年6月に市から通知されているもの

「市民税・県民税税額決定納税通知書」

市民税・県民税 税額決定通知書

市民税・県民税額を下記の通り決定しましたので地方税法第41条、  
第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。



納税義務者

期別 普通徴収  
附加額(円)

納 期 限

徴 取 月 公的年金特別徴収  
月割徴収額(円)

4月
6月
8月
10月
12月
2月

徴 取 月 仮 徴 収 額(円)

翌 4月

翌 6月

翌 8月

※公的年金特別徴収対象者のみ

(税額決定時の山形)

通知番号

所 得 金 额

所 得 控 除 額

税 額 ( 市 民 税 ) ( 県 民 税 )

【市民税】

税額控除 税額控除額

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得⑩

特例用牛所得⑪

税額控除額⑫

総 所 得 ④

山 林 得 ⑤

分離短期譲渡所得⑥

分離長期譲渡所得⑦

株式等譲渡所得⑧

上場株式等の配当所得⑨

先物取引所得

# 11. よくある質問（Q&A）

Q1 入園したいのですが、申込みはどこですればよいのですか。

A1 【4月入園の場合】

毎年1・2月から始まる一斉受付場所に必要書類を持って児童と一緒にお越しいただき、申込みをしてください(1次募集)。

一斉受付や1次募集での申込みができなかった方は、第1希望の保育施設へ事前に連絡のうえ、申込みをしてください(2次募集)。

【5月～3月入園希望の場合】

2月・3月入園希望の場合を除き、利用希望月の前月の10日（10日が休園日の場合直前の開園日）までに、こども課保育係へ必要書類を持参または郵送(受付締切日必着)で申込みをしてください(2月・3月入園希望の場合の申込み期限は、毎年1月10日)。

なお、郵送の場合は、期間に余裕をもって投函してください。締め切りを過ぎると次月分の申込扱いとなります。

その他、〈わしくはP3～P4をご覧ください。

Q2 現在、下の子の育児休業を取得しています。上の子の申込みはできますか。

A2 育児休業期間中であっても利用申込みは可能ですが、入園調整の優先度が低くなりますので、入園できない場合があります。

Q3 甘日市市に転入する予定です。まだ住所は移していませんが、申込みはできますか。

A3 可能です。ただし、入園日に住所が甘日市市にあることが要件になります。

Q4 他市の保育施設を希望していますが、申込みはできますか。

A4 他市の保育施設へ入園を希望する場合、甘日市市内の保育施設では送り迎えの時間に間に合わないなど、他市の保育施設でなければならぬ場合に限ります。申し込み先は、こども課保育係です。

なお、相手先自治体により申し込み締め切り日や申し込み方法が異なる場合があるので、早めに問い合わせてください。

Q5 求職中でも申込みはできますか。

A5 できます。ただし、入園した場合に利用開始から3か月目の10日までに就労証明書が提出されない場合、翌月の入園調整の対象（新規入園申込と同様の扱い）となり、退園となる場合があります。

Q6 申込みに必要な書類がすべて揃わないと入園調整の対象にならないのですか。

A6 申込締切日時点で提出されている書類をもとに指標を算定し、入園調整を行います。不足書類があった場合は、指標が本来より低く算定され、入園調整上で不利になることがありますので、ご注意ください。

Q7 入園待機状態にありますが、いつから入園できるか分かりますか。

A7 入園の選考にあたっては、基準を設け、これに基づく優先順位の高い人から、順次入園の内定者を案内しています。

入園申し込みの状況、欠員の状況により案内できるか否かが決定するため、いつから入園できるかに関しては約束できません。

Q8 入園（転園）保留になった場合、申込書はいつまで有効ですか。

A8 その年度の3月入園まで有効です。翌年度も引き続き入園を希望する場合は、新たに入園（転園）申込みが必要です。また、入園申込みを取り下げた後に、再度入園を希望する場合も同様です。

Q9 入園保留通知書の再発行はできますか。

A9 こども課へご連絡いただければ再発行いたします。

通知書の内容は、当初発行したものと同じ内容ですが、発行年月日は再発行時の日付となります。

なお、入園の取下げをした場合は、入園保留通知の発行、再発行はできませんのでご了承ください。

**Q10 産前産後の要件で入園した後、就労要件などで引き続き利用はできますか。**

A10 産前産後以後も保育施設の利用を希望する場合は、改めて就労要件等での新規申込みが必要です。申込み状況によっては、引き続き利用することができない場合もありますので、ご了承ください。

**Q11 選考の結果はどのように分かるのですか。**

A11 入園調整会議終了後、ご自宅に郵便で結果をお知らせします。

**Q12 保育料は、どのように決定するのですか。**

A12 原則、父母の市民税額の合計により保育料を決定します。毎年9月が保育料の切り替え時期となるため、収入や家族状況の変化により保育料が変わることがあります。

なお、父母どちらも市民税非課税の場合、同居している祖父母等のうち、市民税が高い方の税額で保育料を決定します。

**Q13 ひとり親家庭の場合、保育料は無料になりますか。**

A13 保育料は市民税額に基づき算定されるため、ひとり親家庭の人でも課税額のある世帯では、保育料がかかる場合があります。

**Q14 保育料の支払方法は？**

A14 廿日市市では口座振替による保育料支払いを原則としています。

事情により口座振替を利用できない場合は、納付書で保育料を支払ってください。

**Q15 公立保育施設と私立認可保育施設とでは保育料は異なりますか。**

A15 保育料の違いはありません。

ただし、私立認可保育施設に関しては、主食代や延長保育料などは園によって異なります。

**Q16 保育施設を長期欠席する場合は、退園となりますか。**

A16 1か月間連続して欠席した場合、家庭保育ができるものとして退園となる場合があります。

長期で欠席が見込まれるときは、保育施設へ必ず相談してください。

**Q17 保育施設を欠席した場合も保育料はかかりますか。**

A17 退園をしない限り、通園の有無にかわらず保育料がかかります。

**Q18 離婚する予定ですが、保育料はどうなりますか。**

A18 保育料は離婚し(離婚調停中を含む)別居している場合に、片方の親の市民税額に応じて決定します。

離婚し、住民票の住所変更後に内容変更届を提出してください。

離婚をしても、住民票上で別居が確認できない場合には、父母両方の市民税の合算により保育料を決定します。

また、離婚調停中で別居している場合は、裁判所が発行する事件係属証明書も併せて提出してください。

なお、変更は提出いただいた翌月からの適用となるため、早めの手続きをお願いします。

**Q19 土曜日の午後からも保育施設を利用したいのですが、利用するための条件はありますか。**

A19 土曜日保育の利用は、標準・短時間認定を問わず、原則として正午までです。両親とも仕事等で家庭保育が困難な場合に、午後からも利用することができます。

## 12. 保育施設一覧

### R8年度認可保育園一覧

#### 公立保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		佐方保育園	公保	城内3-5-16	32-5603	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		平良保育園	公保	平良1-21-8	32-7521	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		原保育園	公保	原967	38-1616	1歳～5歳	7:30～18:30	-	土砂災害レベル4
		宮内保育園	公保	宮内1508-2	39-1636	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		宮園保育園	公保	宮園1-1	38-3205	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		地御前保育園	公保	地御前4-4-30	36-3262	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
		阿品台東保育園	公保	阿品台東3-37	39-6111	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		阿品台西保育園	公保	阿品台西6-63	39-4031	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
佐伯・吉和地域		友和保育園	公保	友田30-1	74-0672	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	土砂災害レベル4
		津田保育園	公保	津田4160-1	72-0939	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		吉和保育園	公保	吉和1513	77-2460	生後4ヶ月目～5歳	7:30～18:30	-	-
大野地域		深江保育園	公保	深江2-11-25	56-0356	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		池田保育園	公保	物見西3-7-10	55-2018	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-
		いもせ保育園	公保	大野原2-10-3	55-2009	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		梅原保育園	公保	梅原2-5-12	54-1558	生後57日目～5歳	7:30～18:30	-	-

#### 私立認可保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		アイグラン保育園廿日市	私保	下平良1-3-36 有信廿日市ビル5階	30-0220	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園住吉	私保	住吉1-2-38	30-7117	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園串戸	私保	串戸5-2-6	20-5306	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園廿日市中央	私保	下平良1-7-7	30-7921	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		アイグラン保育園地御前	私保	地御前1-3-28 3階	20-5660	生後57日目～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		にこにこの森保育園	私保	新宮1-3-33	32-3011	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	浸水害レベル4
		廿日市いちご保育園佐方	私保	城内2-7-2-102	34-0030	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
		アトリエREIレイこども舎さがた	私保	佐方639-1	32-7489	生後57日目～5歳	7:00～19:00 18:30～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
		さつき保育園	私保	平良山手11-47	32-4311	生後57日目～2歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
		さつき第2保育園	私保	城内2-13-25	32-8898	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
大野地域		公私連携 廿日市保育園	私保	廿日市2-1-6	30-7725	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		公私連携 串戸保育園	私保	串戸2-13-3	32-0361	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		廿日市くじら保育園	私保	大野3240-1	50-1580	生後57日目～5歳	7:00～19:00	18:00～19:00	-
		アトリエREIレイこども舎おおの	私保	沖塩屋3-1-11	20-5354	生後57日目～5歳	7:00～19:00 18:30～19:00	7:00～7:30 18:30～19:00	-
		公私連携 丸石保育園	私保	丸石2-16-23	55-2010	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-

## 私立認定こども園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地域		廿日市こども園	私こ	桜尾本町2-19-5	31-5635	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
		みどりの森ようこうこども園	私こ	陽光台5-1	37-4050	生後57日目～5歳	7:30～19:30	18:30～19:30	-
		くすのき幼稚園	私こ	四季が丘2-15-1	39-5345	生後6ヶ月目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	土砂災害レベル4
		ふじこども園	私こ	阿品4-24-24	36-1154	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
地佐伯		友和こども園	私こ	友田24-513	74-1270	1歳～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	-
地大野		フルムーンインター ナショナルこども園おおの	私こ	大野696-1	20-4660	生後57日目～5歳	7:30～19:00	18:30～19:00	浸水害レベル4
		つきのひかり国際こども園	私こ	大野625-1	50-2280	生後57日目～5歳	7:00～18:30	7:00～7:30	-
地宮島		公私連携 宮島こども園	私こ	宮島町779-5	44-2515	生後57日目～5歳	7:30～19:00	7:30～8:00	土砂災害レベル4

## 私立小規模保育園・事業所内保育園

地域	一時保育	施設名	施設類型	所在地	電話番号	対象月齢	開園時間	延長保育時間	警戒レベル4による休園
廿日市地		保育所ちびっこいろは園	私小	宮内4241-2	38-2178	生後57日目～2歳	7:30～18:30	-	浸水害レベル4
		おおぞら保育園廿日市	私事	宮内2-7-1	38-7108	生後5ヶ月目～2歳	7:30～18:30	-	浸水害レベル4

【施設類型】公保：公立保育園 私保：私立保育園 私こ：私立認定こども園 私小：私立小規模保育園 私事：私立事業所内保育園

## 13. 災害時等における保育施設の臨時休園について

市内保育施設では、近年、全国各地で発生している自然災害等への対応策として、集中豪雨や台風接近及び地震発生等の避難情報発令時における休園基準等を以下のとおり設けています。

休園基準については、気象別に各保育施設の立地環境で異なりますので事前に確認してください。なお、「大雨に伴う警戒レベル4」発令時に臨時休園を行う保育施設一覧は、「12保育施設一覧」に記載のとおりです。

### 避難情報発令時等における対応について

気象	判断基準（午前6��の時点で決定）	休園対象等
	市の発令（市ホームページ、安全・安心メール）	
大雨	警戒レベル5（緊急安全確保）	【全園休園】
	気象庁情報：警戒レベル5相当（大雨特別警報等）	
	警戒レベル4（避難指示）	【一部の施設で休園】 「12保育施設一覧」を参照
	警戒レベル3（高齢者避難等）	【登園自粛要請】
気象	判断基準（前日に決定）	休園対象等
台風	午前7時から午後7時までの間に、本市が、台風による暴風域（風速25m以上）に入ることが気象庁の情報から確実視されるとき	【全園休園】
気象	判断基準（発生後に決定）	休園対象等
地震	震度5強以上の地震が発生し、施設が運営困難と判断したとき	【該当の施設で休園】

## 14. 保育施設マップ











# 廿日市市こども課保育係



〒738-8512 廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号  
山崎本社みんなのあいプラザ  
0829-30-9154

